

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

1. 改正内容

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項においては、「個人識別符号」を定義しており、当該規定の委任に基づいて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 548 号)第 3 条第 2 号から第 7 号において、旅券番号、基礎年金番号などが各号列記しており、これらに準じるものを総務省令で規定することとされている。
- 当該規定を受け、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 29 年総務省令第 19 号。以下「本施行規則」という。)において、個人識別符号に該当するものとして、健康保険法施行規則に規定する「被保険者証の記号、番号及び保険者番号」等が規定されているところ、令和元年 5 月に成立・公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 9 号。以下「本件改正法」という。)において、本施行規則が引用していた「被保険者証の記号・番号及び保険者番号」等は、健康保険法において「被保険者等記号・番号」等として定義されることとなるため、本施行規則について、所要の規定の整備を行う。
- また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 29 年総務省令第 20 号。)についても、同様の規定の整備を行う。

2. スケジュール

施行日: 公布の日(令和 2 年 10 月 1 日。本件改正法の施行日と同日。)